

# 出張所（サテライト事業所）の設置の届出について

## (1) 出張所(サテライト事業所)とは

事業所の指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに行いますが、例外的に、サービス提供の効率化や訪問エリアを拡大することで地域や利用者のニーズへの対応の充実を図るために待機や道具の保管、着替え等を行うもので、一体的なサービス提供の単位として主たる事業所に含めて指定され、主たる事業所における一体的な管理のもとサービス提供拠点としての機能を果たすものです。

## (2) 出張所(サテライト事業所)を設置できるサービス

訪問介護  
 (介護予防) 訪問看護  
 (介護予防) 訪問リハビリテーション  
 通所介護

## (3) 出張所(サテライト事業所)を設置できる地域

『介護報酬制度における山口県の「中山間地域等」』に限ります。  
 (主たる事業所が中山間地域等に存在する必要がある、ということではありません。)

## (4) 申請に必要な書類

	様式名	留意事項
『かいこへるぶやまぐち』からダウンロードする様式	指定事項等変更届 (第7号様式(第4条関係))	変更年月日は出張所(サテライト事業所)を設置する日で、原則月の初日
	事業所所在地以外の場所で事業の一部を実施する場合の記載事項 (参考様式8-1) … 訪問介護・訪問看護・訪問リハ (参考様式8-2) … 通所介護	
	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式5)	事業所全体の一覧表で、どの従業員が出張所(サテライト事業所)で勤務するか明示したもの
	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1、1-3)	出張所(サテライト事業所)に係るもの
	出張所(サテライト事業所)の設置に係る誓約書 (別紙2-2)	
任意の様式	主たる事業所と出張所(サテライト事業所)が一体的に運用されることがわかる書類	事業所全体の組織図や、連絡体制等を示したもの
	運営規程	出張所(サテライト事業所)に関する記載を盛り込んだもの
	出張所(サテライト事業所)付近の案内図又は地図	
	出張所(サテライト事業所)の平面図	各室の用途を明示したもの
	出張所(サテライト事業所)の外観及び指定基準の要件となっている設備等の写真	

## (5) 申請書類の提出先、提出部数及び提出期限

正本1部・副本1部を所管の健康福祉センターに提出してください。  
 なお、別途、申請者保管用として、副本1部を作成、保管しておいてください。  
**提出期限は出張所(サテライト事業所)を設置する月の前月の15日です。**

## (6) 留意事項

出張所(サテライト事業所)の名称については、主たる事業所の出張所(サテライト事業所)であることを明確にしてください。

(例) ○○訪問介護ステーション ▲▲出張所